

令和2年裾野市議会3月定例会

各常任委員会・分科会（補正予算・条例等）

【目次】

2月18日（火）	予算決算委員会総務分科会・総務委員会	3
	総務部 財政課	4
	人事課	6
	行政課	14
	税務課	15
	環境市民部 危機管理課	16
	生活環境課	18
	討論・採決	23
2月20日（木）	予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会	25
	健康福祉部 健康推進課	27
	社会福祉課	32
	障がい福祉課	34
	子育て支援課	35
	保育課	39
	介護保険課	42
	教育部 生涯学習課	46
	教育総務課	50
	健康福祉部 国保年金課	56
	討論・採決	62

2月21日（金）	予算決算委員会産業建設分科会・産業建設委員会・・・	64
環境市民部	上下水道経営課	
	上下水道工務課	66
建設部	建設管理課	79
	建設課	86
	区画整理課	89
	まちづくり課	91
産業部	農林振興課	96
	演習場対策室	99
	産業振興課	101
討論・採決	・・・・・・・・・・・・・・・・	105

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会（委員会）

令和2年2月18日（火）

9時00分 開会

○委員長（中村純也） ただいまから、予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第32号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第6回）の内の関係部分、第37号議案 令和元年度裾野市墓地事業特別会計補正予算（第1回）及び本委員会に付託されました第17号議案 裾野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、第18号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、第19号議案 裾野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて、第31号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更についての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部、課すべて一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員の発言の許否について、お諮りいたします。

質疑、意見について、分科会外委員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

総務部

○委員長（中村純也） ただいまから、総務部関係の審査に入ります。総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。暫時休憩いたします。

財政課（第 32 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。はじめに財政課の審査を行います。第 32 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 18 ページの基金の関係。財調が 8 億 906 万 7 千円が取り崩し額ということですが、今年度末の残高見込みはいくらになりますか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 補正後の残高見込みになります。40 億 230 万円になる予定でございます。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 同じく学校教育基金の方も取り崩し後は幾らになりますか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 学校教育整備基金につきましては、5 億 2,695 万 1 千円を予定しております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） わかりました。休憩して下さい。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。他にありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） 予算書で言うと 9 ページです。地方交付税のところでは先ほどご説明のあった自然災害の増加が減少の原因ではないかという話なんですけれど、これは確認する方法はあるんですか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

（休憩中に、14 ページの特別交付税のところ。ページの違いの指摘あり。）

○委員長（中村純也） 再開いたします。財政課長。

○財政課長 特別交付税につきましては交付の詳細については国県からは報告がございませんので確認方法はございません。

- 委員長（中村純也） ほかにありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時19分休憩

人事課（第32号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に人事課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分、第18号議案、第19号議案及び第31号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうちの関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 20ページのシステム委託ですけど、まずこの委託先はどこになるのですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 T K Cとなっております。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 会計年度任用に伴うものということですので、この1回で増額としては終わる。それとも次年度以降も続いていく、どちらでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 導入に伴うシステム改修ということで、導入につきましては現在のところこの金額で聞いてございます。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 毎年かかるコストというのは、これ以降は変わらないというふうなことで良いですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 こちらの方につきましてはランニングコスト的なことについては聞いてございませんので、導入に伴いましたことはこれ1回というふうに聞いてございます。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 41ページになります。時間外の部分ですけど、年間通して伸びている部分だと思うのですが、結果として時差出勤等々をされましたが、芳しく行ってないという認識で良いですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 時間外の関係ですけども、本年度の精査は終わっていませんけれども、実績の見込みといたしましては、時間数につきましては若干減ること

ぐらいかなというところがございます。ただ金額につきましては増額という
ような予定になろうかなというふうに想定してございます。以上です。

- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 対応につきましては時差出勤、時間外の制限等を進めているところ
でございますけれども、実績見込みにつきましては先ほど発言したとおりで
ございます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 効果につきましては一定の効果は出ている部分もございませ
けれども、取り組むべきものもあるというふうには考えております。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 賃金が減額になっている・・・ 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。増田委員。
- 委員（増田祐二） 育休とそれから臨時の方々の不足部分というもののま
ま今年1年間やった部署が多いと感じられるのですけれども、その点に対して
業務的な不足は無かったかという点をお願いします。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 育休につきましては育休代替えということで臨時職員にて対応し
てございます。個別の職種になってしまいますけれども専門職についてはな
かなか臨時職員が集まらないという状況。一般事務については充足されてい
るという状況です。
- 委員長（中村純也） ほかにありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 今のものに関連して。ちょっと休憩してください。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 時間外の縮減対策ということで人事課が音頭をとるん
ですけど、部署ごとで所属長を中心としての対策がおそらく問われているん
だと思うけど、その辺はどうなっていますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 時間外縮減につきましては、生産性の向上を図るということで業
務改善という部分でやったりとか、ノー残業デーの実施ですとか、あと本年
度につきましては時間外の上限規制に取り組んでいますので、そういうところ
の中で指導等を行ってございます。各所属につきましてはマネジメントを
含めまして部課長会議で指導しているということで所属長につきましては

- そういうことを意識して取り組んでいるというふうに意識してございます。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 12月補正の時も時間外について触れているもので、臨時的に、オリパラとか災害対応とかあったんだけど、それがそのまま増えているという考え方なのか、もしくは、そうじゃなくて恒常的に増えちゃっているのか。どちらでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 個別に、課ごとの事情がございまして、例えば・・・暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 時間外縮減につきましては所属長のマネジメントを含め取り組んでいるところでございますけど、各課の事業ごとの状況がございまして時間外縮減につきましては昨年と同等ということではなくて個々の状況となっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 事務をしていくうえで、職員が気持ちよく仕事ができるような、やっぱり、内向き、内向きではなくて、外向きの視点を持ってどんどん対応できるように人事課から所属長に広めていく、そういう対応で楽しみながら、しかし真剣に仕事をしていただけるような雰囲気を作ってもらえればと思います。以上です。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 40ページで、副市長が一人欠になったということで減額がありますけれども、これが、理事になった分の給料というのはどこで見られますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 理事につきましては一般職となつてございますので、一般職の方の予算に含まれてございます。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 具体的にそれを教えていただけますか。どこのほうのどれと。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 補正予算書の中で申しますと20ページの一般管理費に理事分が含まれてございます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

- 人事課長 2 款 1 項 1 目 一般管理費となっております。
- 委員長（中村純也） 他はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 20 ページの人事管理費の事務費のところの財源が、その他財源がマイナスになって一般が増えたこと。これはどういうことなのか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 人事管理事務費のその他財源 80 万円につきましては、一般管理費のほうに移してございます。内容につきましては互助会の人件費負担金というかたちになってございます。以上です。
- 総務部長 補足させていただきます。当初予算書の方の 34 ページ。22 款 4 項 2 目雑入というところ、総務費雑入の互助会事務人件費負担金で 80 万円というのがあります。それを移しているのです。補正予算書の方では歳入の方の表示がでてないもので見にくいかもしれませんが、移し先を変えているものですから、当初予算からの充当先の変更ということになっておりますので。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 良くわからない。何のためにやった、こういうことになったんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 互助会につきましては臨時職員が 1 名いたんですが、昨年度まで。今年度はその事務員がいないということで、その分の事務費として一般管理に移したと。従前が人事管理の方で臨時職員が居たものですから、それが居なくなったということで、こちらに振り替えたということになってございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。ほかはありますか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。分科会外委員の質疑はありませんか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 40、41 の給与明細のところなのですけれども。備考欄の使い方ってどのようなふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 備考欄の活用につきましては検討いたしたいと思います。
- 委員長（中村純也） ほかはありますか。賀茂委員。

- 分科会外委員（賀茂博美） 時間外の 41 ページです。時間外の多い部署というのはあるのですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 本年度につきましては教育総務課、企画政策課が多い部署になっています。
- 委員長（中村純也） ほかはありませんか。浅田委員。
- 分科会外委員（浅田基行） 41 ページで、補正額がマイナスになっていて、職員数としては変わってないというかたちなんですけど、人数は減ってないということですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 人数は減ってございません。
- 委員長（中村純也） 浅田委員。
- 分科会外委員（浅田基行） 減額の内容を。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 育児休業者等の職員の給与の減額というかたちです。
- 委員長（中村純也） 浅田委員。
- 分科会外委員（浅田基行） 育児休業者は何人いらっしゃるんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 21 名ございます。
- 委員長（中村純也） ほかにありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。
賛否に関する意見はありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

人事課（第 18 号）

○委員長（中村純也） 次に第 18 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長 説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 18 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 19 号）

○委員長（中村純也） 次に第 19 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長 説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） 別段の定めということですけど、別段の定めとは実際にはどの程度のことを想定されていますか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 別段の定め例としましては、任命権者の面前で宣誓の署名を要さず、署名した書類を提出するといったことを想定してございます。以上です。

○委員長（中村純也） ほかにございますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 署名の問題は別に。今の実際に使われている宣誓書の内容そのものはどのようにいけるのでしょうか。宣誓書の中身。

○人事課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

○人事課長 宣誓書の中身は変わるものではありません。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） それ以外に正規の職員の方と違うかたちで何か規制が掛かるとか何とか、規制が掛かるとか、何か職員の方とは違う部分というのは何か出てきますか。

- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 会計年度職員の地方公務員法の適用ですけれども、若干違うところもございますけれども、ほとんど適用となっております。
- 委員長（中村純也） ほかにありませんか。暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。増田委員。
- 委員（増田祐二） 職務を行うにあたって、別段の定めで、提出する前、あとの話があると思うのですけれども、それはどの時点から発生しますか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 服務の宣誓につきましては、暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 効力の発生につきましては、提出した以降に発生するというかたちです。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 年度の前に提出していないと当初からは勤務が出来ないということになりますけれども、それで大丈夫ですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 ですので、ここで別段の定めをするというかたちになってございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。委員外議員の質疑はありませんか。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 別段の定めって、具体的に何で定めますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 今考えてございますのは、任命権者の決裁をもって定めると考えてございます。
（「聞き取れなかった。もう一回お願いします。」の声あり。）
- 人事課長 任命権者の決裁をもちまして定めると、
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。
（「決裁というのは、どういうかたちで明らかになるのですか。世の中に」という声あり。）

- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 別に定めるものにつきましては任命権者の決裁を起案によりまして行うものということ、公開につきましては起案文書ですので、それ自体が公になっているものではございませんけれど、情報公開等では公開出来る内容というかたちになろうかと思えます。以上です。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。土屋議員。
- 委員外議員（土屋主久） 今の続きですけど、文書を出させるというよりも、任用通知書というものを作って、その決裁を取って本人に任用通知を渡す、その時点から発生する、始まるという気がしますけど、本人から何か出させるというものはありましたっけ。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 任用通知書を渡すのと、そのほかにサービスの宣誓をしなければならないということの決まりがありますので、サービスの宣誓書を、正規職員ですけど、出してございますので、それと同様のことを行うということになります。
- 委員長（中村純也） 以上で第 19 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 31 号）

- 委員長（中村純也） 次に第 31 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。
（人事課長 説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。委員外議員の質疑はありますか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 31 号議案に関する質疑を終わります。以上で人事課の質疑を終わります。休憩いたします。

10 時 05 分 休憩

10時14分 再開

行政課（第32号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に行政課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分、第17号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうちの関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

行政課（第17号）

○委員長（中村純也） 次に第17号議案の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長 説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。委員外議員の質疑はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第17号議案に関する質疑を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時21分 休憩

10時22分 再開

税務課（第32号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に税務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 県から2か月遅れというのは、説明はいつあったのですか。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 昨年の4月に取り扱いの事務のときに説明がありまして、その時に決定いたしました。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 結構です。

○委員長（中村純也） 他にありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終了します。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。以上で総務部関係の質疑を終わります。休憩いたします。

10時25分 休憩

環境市民部

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

危機管理課（第32号）

○委員長（中村純也） はじめに危機管理課の審査を行います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） 23ページの防犯灯の件です。破損での修繕、LEDへの切り替えということでしたけれど、新設はないということによろしいですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 新設もごぞいます。あとは区で計画的にLEDに替えていくというパターンもあると思います。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 新設の数だけお願いします。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 上半期ですと半年で15灯が新設というかたちになります。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） LEDの累計、市内にいくつ付いているかという数字は把握されていますか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 今年度の9月30日現在ですけど、全体で灯数は3,845、このうちLEDは1,737灯を確認しております。

○委員長（中村純也） 他にありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 18ページの退職消防団員の報償金の、この雑入は、これはどこから入るものでしたっけ。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。危機管理課長。

○危機管理課長 消防団員等公務災害報償等共済基金からの収入というかたちになります。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） あらかじめ、退職報償金ですから、こちらは負担金か何かで出しているということで良いのかな。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 掛け金というかたちで負担金を出しているというかたちになります。

（「了解です。」という声あり。）

○委員長（中村純也） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で危機管理課の質疑を終わります。暫時休憩します。

10 時 45 分 休憩

生活環境課（第32号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に生活環境課の審査を行います。
第32号議案の内の関係部分及び第37号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうちの関係部分の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。
- （生活環境課長説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 斎場のロストルの件なのですけれども、繰り替えでまるまる充てているかたちになるかと思うんですが、金額的にはこれよりも掛かりそうなものなのか、もっと、どっちかということです。暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。生活環境課長。
- 生活環境課長 このロストルは棺の大きさにもよるんですけども、短いものと長いものがありまして、それぞれ4本ないし5本セットで使用するものでございますので、纏めて注文するということでございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。生活環境課長。
- 生活環境課長 ロストルの長いもの短いもの、それから大型炉のものはちょっと大きなものになるのですけれども、その本数がそれぞれありまして、
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。生活環境課長。
- 生活環境課長 当初予算に盛っていたんですが、それが足りなくなったために追加するものでございます。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） それがぴったり81万9千円ということによろしいですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 必要と思われる金額は81万9千円でございます。
- 委員長（中村純也） 他にございませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第32号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛

否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村純也) 分科会外委員の意見はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村純也) 以上で第32号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

生活環境課(第37号)

○委員長(中村純也) 次に第37号議案の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

(生活環境課長説明)

○委員長(中村純也) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。

○委員(増田祐二) 区画が売れたということで残数、区画の残数をお願いします。

○委員長(中村純也) 生活環境課長。

○生活環境課長 現時点で区画の残数はございません。

○委員長(中村純也) 増田委員。

○委員(増田祐二) 今、建っていないところが何区画あるか把握されていますか。墓石が建っていないところです。

○委員長(中村純也) 暫時休憩いたします。

○委員長(中村純也) 再開いたします。生活環境課長。

○生活環境課長 現在建っているのが38%ですから、概ね340区画が建立されているものでございます。

○委員長(中村純也) 増田委員。

○委員(増田祐二) 聞いたのは建っていないところでしたので、62%ぐらいでよろしいでしょうか。暫時休憩願います。

○委員長(中村純也) 暫時休憩いたします。

○委員長(中村純也) 再開いたします。ほかにありませんか。内藤委員。

○委員(内藤法子) 管理委託が減だが実際これで大丈夫だったのか。現地は。

○委員長(中村純也) 生活環境課長。

○生活環境課長 我々の見ているところですとこれで充分であったというふうふうには判断しております。

(「わかりました。」の声あり。)

○委員長(中村純也) 他はありませんか。増田委員。

- 委員（増田祐二） 建っていないところの中で・・・暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。増田委員。
- 委員（増田祐二） 現状、残区画としてはゼロ。返還の予定があるかもしれないという状況で今後の墓地の問い合わせに対する対応をどのように認識しているかお願いします。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 現在、仮予約を受けておりました、これから先につきましては今言いました返還分があれば対応できるという可能性はありますし、あわせて、4号墓域以降の整備について検討していくということになるかと思えます。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 庁内で積極的に販売をしていこうという協議は本年度中ありましたか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 ありました。積極的に販売するようなことを検討しまして、今までは販売は年に2回だったものを、もう少し細かいスパンで販売していこうということで、それによりまして全部販売となったところであります。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 積極的に売って完売して、次はという話の協議までは言っていますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 そういう話の協議は進めております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 完売になったということなのですが、今、4号の仮受付みたいなかたちになっているということですが、市民と市民以外のもので受付に対する優先順位とか決めてあるんですって。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 市民の方、市外の方、そのあたりの差は特に設けておりません。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 売るものがない中で、市民の方が買いたいときに買えないことについて何か今年度で何か議論はありましたか。

- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 議論はございました。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） どのような議論があったか言える範囲で。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 市営墓地を預かる立場といたしましては、これはやっぱり墓地が欲しい方には提供したいという考えはございます。そういうわけで、何とか4号墓域以降の整備もあったんですが、その前に1号から3号までの売れ残りがあったもので、まずはそれをとにかく完売しようということに合わせて行っておりまして、今回は先に売り切れたと。実際、来年度以降売るのは無くなったという状況になっています。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 課長が言われた墓地が欲しい方というのは市民ですか、それとも市民以外のもの、それとも両方含まれていますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 募集については市民もそうですけど、市外の方にも、この近隣のところには案内していますので、市民も市外の方も含めてご希望は色々受けてはおります。
- 委員長（中村純也） ほかにありますか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋英明） 92ページの繰越金ですけど、最終の3月の補正予算で繰越金の減額というのは異例だと思うんですけど、どうしてその前に行えなかったんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 こちらの繰越金は前年度の繰越金でございまして、その部分を当初予算に対して繰越金が減った、増えたという部分で、確定した部分との差を毎年この時期に補正するものでございます。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋英明） 最終の補正ですから、仮に最後までもって行ってこれが増額のプラスの繰越金の補正なら意味合いはわかりますけれど、ここでマイナスということは他の財源が必ずプラスが伴う話ですよ。ですから行うなら12月までに行うべきだと思いますけれど、従前からこの方法ですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 おっしゃるとおり確定するのがもうちょっと早い段階であります、最後に墓地の全体の会計の清算の中でこの時期に行っております。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。

- 分科会外委員（土屋英明） 今回の補正、一般会計を含めて特別会計全体を見ましても繰越金の補正というのは墓地会計だけなんですよね。これは要望というか、最終にやるべきではないというふうに思っただけの発言です。以上です。
- 委員長（中村純也） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第37号議案に関する質疑を終わります。これより第37号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第37号議案に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時08分 休憩

（総務委員会では自由討議を行わないことに決定）

討論・採決（第17号, 第18号, 第19号, 第31号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。以上で予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。はじめに本委員会に付託されました。第17号議案 裾野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第17号議案 裾野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第18号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第18号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、第19号議案 裾野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第19号議案 裾野市職員

のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

- 委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第31号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第31号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

- 委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了致しました。

予算関係の議案につきましては、来る3月2日の予算決算委員会で、分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る3月4日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

11時14分 閉会

令和2年2月20日(木)

9時08分 開会

○委員長(杉山茂規) ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会及び厚生文教委員会を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第32号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算(第6回)の内の関係部分、第33号議案 令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)、第34号議案 令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3回)、第35号議案 令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第4回)及び、本委員会に付託されました、第15号議案 裾野市民健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正することについて、第20号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、第23号議案 裾野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、第24号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後とい

たします。また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

健康福祉部

○委員長（杉山茂規） はじめに、健康福祉部関係の審査に入ります。健康福祉部部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。

（健康福祉部長、総括説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

健康推進課（第 32 号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、健康推進課の審査を行います。第 32 号議案の内の関係部分及び第 15 号議案の審査になります。はじめに第 32 号議案のうちの関係部分の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） ヘルシーパークですけど、水中エアミキサーの復旧工事ということで、現在停止していると、いつから停止されているんですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課で把握したのは 11 月になります。それ以前から調子が悪く指定管理者側の方で点検等行っていましたが、11 月に停止したというかたちでこちらに報告をいただきました。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） いつから着工するんですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 毎年 6 月に定期点検を行うために約 3 日間の休館日を設けてあります。それを目標に工事を行う予定であります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 11 月に停止し 6 月に 3 日間休館日のときに工事を行うということで、その間の対応はどのようにされる予定ですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 水中エアミキサーが設置されている浄化槽が曝気槽という槽になります。この曝気槽には水中エアミキサー以外に常に攪拌をさせる水中ポンプが入っておりますので、今現在この水中ポンプにて攪拌して動かしてございます。したがって、水中エアミキサーが停止していても浄化槽の機能としては成り立っているといった状況でございますので、今のところ浄化槽の利用には差し支えないといった状況でございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

- 委員（浅田基行） 今の話ですとエアミキサーがなくても何とかなる。まあ、あっても無くても良いわけでないと思いますけど、何か影響がありますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 水中エアミキサーというのが圧搾空気を送り込んで浄化槽内を攪拌させるものになります。したがって攪拌する前に水中エアミキサーが無いと攪拌ムラが起きる可能性があります。したがって今現在何とか稼働している状況ではありますけれど、水中エアミキサーが無い状態ですと稀に浄化槽内の攪拌にムラが出来て処理が追いつかなくなるといったようなことがあろうかと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 6月という予定ですけど、出来るだけもうちょっと工事を早くやった方が良くと思いますけど、その辺はどうなのでしょう。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 6月というのが発注して、水中エアミキサーというのを製作する必要がございます。製作する過程で3か月程度必要になってくるものですから6月を目途に工事を行いたいというようなことを考えております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） わかりました。出来るだけ早くやっていただければという事です。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがですか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） その間の浄化槽の検査をされる予定はないですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 浄化槽法に基づきまして定期点検の方は行っております。その際に水質等の検査もしております、今のところ問題が無いといったような状況で報告を受けております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） そうしますと、水中エアミキサーが故障したあとも検査をされていることで、その時に無かったという解釈でよろしいでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 その通りです。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがですか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 今後の予定というところなのですけれども。契約等のことは、一般競争入札ということを考えているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 現在、一般競争入札ということを考えております。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑

をお受けいたします。二ノ宮委員。

- 分科会外委員（二ノ宮善明） 水中エアミキサーのところでは、定期点検をしているということで問題は無いということだったんですが、最終的な点検はいつだったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 毎月 4 回採水をしておりますので、最終的な報告は 1 月の末の点検が最終になります。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 浄化槽の曝気槽で空気が入ってない状態ですよ。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。健康推進課長。
- 健康推進課長 曝気槽には水中エアミキサー以外にもブローポンプが入っておりまして、それによって充分空気が吹き込まれているというふうに認識しております。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） ブローポンプは良く聞くんですけども、それってそもそもいらんんじゃないの。直す必要はあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。健康推進課長。
- 健康推進課長 設計当初にそのようなかたちで設計されておりますので、必要になっている認識でおります。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） だとすれば、状況は良くても早く直すということが FM じゃないかなと思いますけど。部長でも良いけど。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 課長から説明を申し上げましたとおり、製作期間、それからこちらの方で把握した 11 月という時期を考えますとここで補正をさせていただく、そういった段取りで、説明をしているところでは急を要するといった段階には至っていないと、そういった考えでおります。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

健康推進課（第 15 号）

○委員長（杉山茂規） 次に第 15 号議案の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長 説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 条例でどのような効果を期待されているか教えてください。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 説明の中でも申し上げましたけれども、計画策定及び改定に関する審議及び答申というのが年度内に終了してしまいまして、2年間の委員の任期が実質上必要無くなる、無いというようなことから現状に則しまして答申をもって解職出来るという条例の一部改正でございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 現在の運用に合わせたという解釈でよろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 そのとおりでございます。

○委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。三富委員。

○委員（三富美代子） 第 4 条の一番最後のところで、「ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」という文言が今回一緒に外されたことについて、その説明をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。

○健康推進課長 現状に則しまして、当該諮問に対する答申が終わってしまったあと委員の皆様方には役割が終了するというかたちで今回答申が終了するまでとするというかたちで、補欠の委員さんがその間でないであろうというようなことで「残任期間とする」という文言を外させていただきました。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。小林議員。

- 委員外議員（小林俊） この協議会はどんな頻度で設置されるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 健康増進プランが改正になる年の前年に、策定のために協議会を設置するといったかたちでございます。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 頻度は。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 計画策定にかかる頻度ですけれども、3回から4回を予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 何年に一回設置されるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 計画が10年でございます。5年で中間の見直しが入りますので、概ね5年周期で開催しております。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 3回から4回というと半年ぐらいというイメージでしょうか。期間としては。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 半年から9か月程度で計画の方が策定されてくると思いますので、その期間設置するという状況でございます。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第15号議案に関する質疑を終わります。以上で健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時32分 休憩

社会福祉課（第32号）

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、社会福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内
の関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課
長。
- （社会福祉課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありま
せんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） プレミアム商品券、これ減額になってはいますけれど、その
減額になった要因は。対象者が減ったことですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 対象者の減ではなくて、実際に申請をされた方が少なかった
結果となっております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 休憩してください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 申請が減った原因は何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 今回の事業につきましては、二通りありまして、一つは非課
税者に対して、もう一つは子育て世帯に対するものでございまして、子育て
世帯の方につきましては全て申請を必要としない、購入券を発送しておりま
すので申請の必要はないということで増減はございません。結果、低所得者
につきましてはの申請が少なかった結果となります。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 元々は何枚を予定していて、結果的には何枚、割合も含
めて、というか人数でも良いんですけども。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。
- 社会福祉課長 対象につきましては6,654人を予定しておりました。結果は
1,771名からの申請がございました。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。

- 委員（土屋秀明） 予定に比べて大幅に少ないのですけれども、この少ない理由はどんなふうにお考えですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 こちらの事業につきましては可能性のある方全てに申請書を送りさせていただいておりますけれど、申請の意思が無かったといったところが結果というふうになっております。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時40分 休憩

9時42分 再開

障がい福祉課（第32号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、障がい福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。障がい福祉課長の説明を求めます。障がい福祉課長。

（障がい福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で障がい福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時43分 休憩

子育て支援課（第32号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 児童手当の部分が減額ということで、理由をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 元々予算の時に想定した人数よりも子供の数が減っているという事実がございますので、それが影響している部分もございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 見込みのときはどういうお考えだったのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 当初の予算のときには人数もそうなのですが、前年度の決算の数字に基づいて予想を立てる部分と、両方から考えていくのですが、人数自体も昨年当初想定していたものよりも200人ぐらい減っている部分ですので、そんな感じの計算になります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） それを見込んでの実績が更に減っているということだと思ってしまうのですが、その見込み、実績見込みがどう減ったか分析はされているのでしょうか。減った分析ですね。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 特定の原因というものが難しいところではありますけれども、子供の数自体が減っているという現実がございます。実際に15歳までが支給なんですけれども、15歳から外れる人の子供の方が新しく生まれてくる子供よりも多いので、そこで必然的に減ってしまう原因があります。

○委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。

○委員（勝又豊） 当初の子供の数よりどのぐらいの減だということでしょうか。

- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 200人ぐらい減っているかたちになります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） こども医療助成の一部をふるさと納税を充てるということで、なんでこの財源を充てることになったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 財政当局との相談もあるんですけども、寄付の目的に合わせた部分でこちらの方に充てていただいたというかたちになります。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 概要のところは794件分ということがあるのですけれども、全体としては何件ぐらいの数になっているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） そうしますと19,557千円という金額は、子供医療費の何割ぐらいになっているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。子育て支援課長。
- 子育て支援課長 まだはっきりとした数字が決まってないですけども、昨年の部分で考えますと大体7%ぐらいです。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） せっかくふるさと納税で頂いたものですので、子供の医療費助成の中で窓口負担を無くしていくというような方向に使っていくというような話は出なかったですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 出ておりません。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） ふるさと納税の趣旨の中では健康づくりと、大きく言えば福祉、健康施策の充実っていうところなんですけど。ここの説明の中では健康づくり事業に役立ってますと。確か、記載になっているんですが。医療費助成の部分と健康づくりとの関連はどのような議論がなされたか。それによって、その結果によってどう充当されたかという考えをお聞かせください。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 休憩をお願いします。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。子育て支援課長。
- 子育て支援課長 子供の医療費に充てることに関しましても子供の病気の早期治療、そういった部分での健康というところにつながっているという部分だと思います。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） ということは治療と健康づくりはイコールだということの一応整理はされているということですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 治療と健康づくりが必ずしもイコールではありません。予防というところは治療とは別のところにありますので。しかしながら、早期に治療すれば健康づくりという点では早く回復するということは間違いないであろうと、そういったところの意味合いで申し上げております。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 25 ページの児童福祉総務費の書き方なんですけど、児童手当と医療費とは違う、ですよ。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 児童手当と医療費は別のものです。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） そうすると特定財源、1,955 万 7 千円は児童手当の財源振り替えという、さっきの話を聞いていると医療費の財源振り替えなので、児童手当の財源振り替えではないんだよね。その辺は一緒に良いの。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 事業コードとしては同じところなんですけれども、今回、ふるさと納税を充てさせてもらう部分というのは既存の歳出予算に対しての財源をそちらに振り替えるというかたちになりますので、歳出の方には医療費の増額というかたちは出てきません。
(「暫時休憩願います。」という声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。以上で質疑を終わります。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する意見を終

わかります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。休憩いたします。

10時02分 休憩

保育課（第32号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、保育課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 26ページの民生費3款2項の11節の需要費、給食費、単価を下げてということですが、質、栄養的にも特に影響がないということによろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 従来額から国の指定する金額に下げて提供しております。こちらにつきましては栄養価それから質、これらを確保したまま金額の方で調整しているというようなところでございます。質の低下はしてないつもりでございます。暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。保育課長。

○保育課長 質の低下ないようなかたちで提供に努めております。

○委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 私立幼稚園の・・・暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。勝又委員。

○委員（勝又豊） 私立幼稚園の運営費等今回増額になってますが、要因は何でしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 該当する幼稚園、認定こども園、こちらの方の給付額の加算額、これの増によるものであります。

（「休憩してください。」という声あり。）

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。勝又委員。

○委員（勝又豊） 加算額のことについて説明願います。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 加算につきましては国の示す基準表によりまして給付をしているところであり、処理につきましては多くは処遇改善等によるものであります。

- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 国、県からの歳入の負担金が子ども子育て支援給付費負担金、これが増額になっているのですけれども、1号認定児の所謂市外通学者を対象にしてということですけど、それ以外の歳入は基本的には無償化に伴って減額なものが多いのですけれども、これが増額している理由というのは、対象者が増えたとか、どのような理由なのでしょう。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 加算の項目に該当する園が増えてきたというところがございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 無償化になって市外の保育園、幼稚園を希望してそちらの方へ転園というか市内から移った、そういうような数的な理由じゃない、ということじゃないんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 そういった移動的なものは特に聞いてございません。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 繰越明許費、第2期裾野市子ども子育て支援計画策定事業ですけど、県との協議に不測の協議を要したためということですけど、こちらは他市町でも策定中ですよ。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 他市町でも策定中でございます。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 不測の日数を要したのは、繰越をしなければならない状況になっているのは県内の市町同じ状況であるというふうに捉えて良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。保育課長。
- 保育課長 県内の他の市町につきましても同じ状況であると認識しています。
- 委員長（杉山茂規） 他は、以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 26 ページの一番上の給食材料費、賄材料費ですけども、今仕入れはどういう風に行っているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 各園からの仕入れということになっています。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。

- 分科会外委員（小林俊） 一律に金額をカットしているわけですね。それは各園ごとに栄養士さんなりが対応してくださいねという形ですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 そのようなかたちです。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で保育課の質疑を終わります。休憩いたします。

10 時 31 分 休憩

介護保険課（第32号, 第35号）

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、介護保険課の審査を行います。
発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分、第35号議案、第24号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうちの関係部分及び第35号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。
（介護保険課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 72ページの3款2項9目の交付金のことなんですけど。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。
- 委員（三富美代子） 交付金額の決定の額についてはどのように認識をされていますでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 新しく制度として出来ました交付金ですので、金額が幾らであれ戴けるというのはありがたい金額だと感じております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 担当課としては交付金の額というものに対しては、想定していた金額というのは特には無かったんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 昨年度も戴いておりますので同等くらいの金額というのは考えておりましたけれど、他の市町との金額ですね。ほかの市町が幾らとかという説明がこの交付金についてはございませんので、周りと比べようがないというふうには感じております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 国の決定をそのまま受けとめてという理解でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 その通りでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 休憩でお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。ほかはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で第32号議案のうちの関係部分及び第35号議案に関する質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分及び第35号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で第32号議案のうちの関係部分及び第35号議案に関する意見を終わります。

介護保険課(第24号)

○委員長(杉山茂規) 次に第24号議案についての審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。

(介護保険課長 説明)

○委員長(杉山茂規) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。

○委員(浅田基行) 今回補正か、このタイミングで改正しようとした理由をお願いいたします。

○委員長(杉山茂規) 介護保険課長。

○介護保険課長 こちらの制度は介護保険だけでなく国民健康保険のほうにもございまして、バラバラにやるのはおかしいだろうというところで歩調を合わせまして今回ここで改正を行うものです。

○委員長(杉山茂規) 浅田委員。

○委員(浅田基行) 暫時休憩願います。

○委員長(杉山茂規) 暫時休憩いたします。

○委員長(杉山茂規) 再開します。浅田委員。

○委員(浅田基行) 対象者は確認されていないというお話で、出たわけではないということよろしいですか。

○委員長(杉山茂規) 介護保険課長。

○介護保険課長 こちらの制度、だれが収監されたかという情報は介護保険上もっておりませんので、こういった施設を出てきた方が収容施設の方から証明書を持って、こういう証明書があるんだけど減免してください。というふうに来る制度ですので、実際には正直判りませんがまだそういう方はお見え

になっていないと。で、なおかつ、介護保険は高齢の方を対象にしておりますので、そういった方が少ない、もしくは高齢で入っている方というのは長く入られているようなことで考えております。

- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 保険サービスというのは収監されているその時点で保険サービスというのは裾野市の費用で賄われているのですか。休憩してください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 施設に入っている方につきましては、収容施設、国のほうの費用で、もし介護保険されるということであれば賄われるものということで伺っております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 休憩してください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 入っている方が銀行引き落としなんかで引き落とされちゃった場合には、あとから還付されるという規定がこの中に入っているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。介護保険課長。
- 介護保険課長 すでに戴いた方について減免するということは、その分が減額される、無くなるということですので、当然還付が発生いたします。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） この条例には書いてあるんですか、無いんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 この条例には書いてないんですけど、賦課額よりもたくさん納める方については還付というのが自然として表れてきますので、それは還付をするもとということになります。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 収監されている人たちに対して周知、この制度の周知はどうやってされるのですか。

- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 収監されている人は収監先を出てくるときにそういう説明を受けて、証明書を持って出てくるということで初めて地方自治体の方に減免の申請はしますので、そちらの方で説明、それから証明書を頂くということになっております。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 2年より長くいる方はどうなるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 減免の対象は2年になりますので、それ以上に納めてしまったらということですよ。納めてしまった方については申し訳ございませんが法の制度として返すことは考えられないので、返すことは出来ないというふうに考えております。
（「暫時休憩願います」という声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第24号議案に関する質疑を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時59分 休憩

教育部

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、教育部関係の審査に入ります。発言の際には必ずマイクをご使用願います。教育部長の総括説明を求めます。教育部長。
（教育部長、総括説明）
- 委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

生涯学習課（第32号）

- 委員長（杉山茂規） はじめに、生涯学習課の審査を行います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。
（生涯学習課長 説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 17ページ歳入のところで、建物の売り払い収入として242万7千円とありますが、価格はどうやって決まったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 不動産鑑定を入れまして、その鑑定額で算出しております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 建物は何棟ありますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 8棟でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 主要事務説明書の7ページで、どういうぐあいにした金額なのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 62万5千円の内訳なんでございますが、22万9千円、こちらが廃棄備品の運搬作業費で、それから残りの39万6千円が不動産鑑定と登記に使いました業務委託料でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 当初は更地という計画で建物を壊すというのがなくなっ

たという部分が1,773万5千円という解釈でよろしいですか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、おっしゃる通りです。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 18ページの文化施設利用料金が10月から料金が改定された分ということの増なんですけど、10月以降の利用人数とか利用率的にはどうなのですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 利用率についてはまだ最終的には年度が終わってみないと判らないのですが、ちょっと休憩をお願いして・・・。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 ほぼ変わっておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 38ページの文化センターですけど、洋式化工事中の休業補償で238万9千円ですけど、この算出というのは丁度期間中にイベント等があったということか、あるいは単純に日数割とかという、その算出の根拠を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 算定の仕方についてですが、昨年度の利用の、昨年と同時期に利用していた金額でもって割り出しております。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 影響を受ける期間としてはどのくらいの期間ですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 工期としまして9月17日から3月27日でございますが、現場で作業する期間が大ホールが11月18日から1月31日でした。多目的ホールの方が2月1日から2月28日でございます。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 17ページの242万7千円の歳入といいますか、支払先といたるところはどこになるかというか、民間でしたっけ。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 お支払いいただいたのは契約先の株式会社資産対策研究所でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 資産対策研究所さんが運営されるということによろしいんですか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 そういうふうになっております。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 31 ページの解体工事ですけれども、契約で現状復旧とうたっていたのを変更した担保は何か取り決めをされていますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 書面で交わしております。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 38 ページの方の、文化センターの休業補償をするというのは何できまっていることでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 仕様書上、工事計画については記載をさせていただいて、工事に伴い発生する利用料の減につきましては、市と指定管理者で取り扱いを協議する旨そこうたっております。基本協定上物価変動等、法改正等による指定管理料の調整は年度末に行うことになっているのでそちらに従ってということになります。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 指定管理者との仕様書は市と結ぶどの事業でも休業補償というのはやることになっているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 市全体というところは把握出来ておりませんが、私どもの方で管轄しております部分につきまして指定管理料につきましてはスポーツ施設につきましても同じようにやっております。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 仕様書を作るときにその条項を入れるかどうかということの決まりはないのですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 原則としましては今回のような場合は指定管理者の責任ではなく、市の責任になる部分であります。入れるべきものというふうに考えております。今回につきましては、予定されていた工事ですので当然入れてございました。

- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 補償する額は前年度の額という決まりがありますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 そこについては市と指定管理者が協議のうえで決定というかたちです。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で、第 32 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
(意見なし)
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。
(意見なし)
- 委員長（杉山茂規） 以上で、第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、生涯学習課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 30 分 休憩

教育総務課（第32号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に教育総務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案のうち関係部分及び第23号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうち関係部分の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長 説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 先ほどの給食調理機点検の委託ということで、今回は通常の点検とは別に今回行ったということでしょうか。

（「過去じゃないよ」という声あり。）

○委員（勝又豊） 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。

○委員（勝又豊） 今回の給食調理機点検委託ということは今回が初めてということでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。

○教育総務課長 以前は予算化されておりましたが、数年予算がついておりませんで、今回改めて計上させていただくものです。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 何年ぶりでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 平成19年度から22年度にかけては保守点検を実施してまいりました。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） この点検はいつやる計画ですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 春休み中に実施する予定です。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 結果によって新たに費用が掛かる場合の対処は何か考え

- ていますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
 - 教育総務課長 検査の結果が出てからそれについて対応していきたいと考えております。
 - 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
 - 委員（浅田基行） 結果はいつ出る予定ですか。
 - 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
 - 教育総務課長 3月中に出る予定です。
 - 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
 - 委員（浅田基行） 結果で考え始めるということですか。
 - 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
 - 教育総務課長 暫時休憩願います。
 - 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
 - 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
 - 教育総務課長 検査の結果に基づいて検討していきたいと考えております。
 - 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。浅田委員。
 - 委員（浅田基行） 繰越明許費の補足説明書の2ページのところで、富岡第2運動場の鉄骨材の納入の納期遅延による年度内に完了が見込めないという理由で、先ほどの説明で全国で不足ということで、2か月が半年ぐらい、納期が掛かっているという説明がありましたけれど、この間というのは工事期間で何か費用は発生しないのでしょうか。
 - 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
 - 教育総務課長 この工期延長に伴う費用は見込んでおりません。費用の増額は見込んでおりません。
 - 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
 - 委員（浅田基行） 工事業者と契約していて遅れて、その間、仕事ってたぶん出来ないと思うんですけど、その間の補償はないということですか。
 - 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
 - 教育総務課長 工期がそれによって延長されますので、4か月ほど予定しておりますけれど、工期延長を。その延長に関する費用については見込んでおりません。
 - 委員（浅田基行） 暫時休憩願います。
 - 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
 - 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
 - 委員（土屋秀明） 小学校の耐震補強の関係ですけれども、国からの財源が追加納付ということですが、これは元々2年度に予定していた額ですか。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 その通りでございます。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 36 ページの先ほどの給食調理機器の点検のところですか。
こちら機器の納入業者をお願いをするということを考えられていますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 市としては納入業者をお願いします。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。三富委員。
- 委員（三富美代子） 小学校もそうですけど、センターでかなりの数の機器
があると思いますけれど、一か所の業者さんをお願いが出来る内容なんですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 点検自体は納入業者さんに契約上お願いするんですけども、
一つ一つの機器についてはメーカーの専門の方を派遣して検査点検をして
いただくということになります。
（「暫時休憩して下さい。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。三富委員。
- 委員（三富美代子） 業者は何社を予定されているんですか。点検業者。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 1社を予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 契約の方法は、随意契約を考えているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 時間的のものもありますので、随意契約を予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 自校式の点検というのは何校を予定していますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 自校式の7校を予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 自校式とセンターの金額の差は何ですか。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 点検する調理機器の数の差によるものでございます。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他はいかがでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 35 ページなんですけれども、小学校の方の光熱水費、エアコンということでお答えをもらったんですけれども、中学校の方については多分設置が遅れているので、その関係で必要がないのかなと思うんですけれども、理由を教えてくださいとありがたいです。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 中学校のエアコンの稼働時期が遅れたこと、そして実際にエアコンの設置数の差、こういったものが影響しております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 深良小と富一小の耐震補強の国の補正ですけど、今年度国に申請していったものが今ついたかたちですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 元々は2年度を予定していたものです。ただ、国の方で令和元年度の当初予算に枠があるということで今年度手を挙げさせていただいて採択されたということでございます。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 補助裏が高いじゃないですか。それは特に問題は無かったですか。受ける方としては。財政がOKなら良いの。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 財政課等と協議した結果こういうかたちをとりました。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 調理機器の資産台帳のような、台帳整理というものはされてらっしゃるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 台帳は整備されております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 老朽化も伴ってということなんですけれども、もう償却期間が終わった調理機器というものもあるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

- 教育総務課長 給食センターが稼働して 25 年経つんですけど、センターの場合、稼働時期から設置された調理機器をまだ使っているような状況がございます。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 期間が過ぎているものもあります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で、第 32 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（意見なし）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。
（意見なし）
- 委員長（杉山茂規） 以上で、第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

教育総務課（第 23 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 23 号議案に関する審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。
（教育総務課長 説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） それは委託先の事業者からお話があつて替えるということですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 事業者とも協議はしておりますが、国の基準に則るため市の条例を整備しなさい、という決まりがありますので条例を改正させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） その資格を取るのは事業者の責任で取りなさいという事になっているのですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 委託の仕様書の中でそういうふうに規定をしております。

- 委員長（杉山茂規） 他は。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 2項のところの32年を改正後は令和3年にするところ、1年延ばした理由は何なんでしょう。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 1年間延ばしたんですけれども、延ばすにあたって現状の状況ってのがどういう整備になっているのですか。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 令和3年度にこの資格研修に参加できる、受講資格がある方は15人ほど居ると聞いております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 支援単位ごと資格取得者1名は配置することについて現状で達成は出来ております。
- 委員長（杉山茂規） 以上で第23号議案に関する質疑を終わります。以上で教育総務課の質疑を終わります。以上で教育部関係の質疑を終わります。休憩いたします。

12時05分 休憩

国保年金課（第32号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案のうちの関係部分、第33号議案、第34号議案及び第20号議案の審査になります。はじめに第32号議案のうちの関係部分の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長 説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第32号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第32号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で、第32号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

国保年金課 第33号議案

○委員長（杉山茂規） 次に第33号議案に関する審査になります。国保年金課長の説明を求めます。教育総務課長。

（国保年金課長 説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 56ページの報償費で人間ドックの説明をもう一度お願いします。

○委員長（杉山茂規） 国保年金課長。

○国保年金課長 人間ドックをやっているんですけど事後指導分が20万円の減額になっています。

(「ちょっと休憩を」の声あり。)

- 委員長(杉山茂規) 暫時休憩します。
- 委員長(杉山茂規) 再開いたします。他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員(岩井良枝) 同じページで、特定検診のマイナスが、手数料のところ
でマイナスなのですが、受診者が減少しているということなのですから、
その要因となっているものは何ですか。
- 委員長(杉山茂規) 国保年金課長。
- 国保年金課長 全体の対象者数も減っている部分もございます。受診率とし
ては年々微増なのですから上がっているのですけども、国方で令和5年
で受診率を60%にというかたちがございますので、60%になるようなかたち
で予算の方を作らせていただいて、それよりも今回は人数が少なかったもの
ですから減額したというかたちになります。
- 委員長(杉山茂規) 岩井委員。
- 委員(岩井良枝) 大体、40%は超えているということによろしいですか。
- 委員長(杉山茂規) 国保年金課長。
- 国保年金課長 まだ確定ではないのですけれども、45%ぐらいだと思います。
- 委員長(杉山茂規) 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員(三富美代子) 50 ページの件支出金の関係なんですけれど、5款1項
1目2節の交付金で、説明欄の保険者努力支援分の関係です。前に努力項目
ですとか、メニューがあるという説明があったんですけど、それに関して当
初見込んでいた内容が何か出来なかったことがあったというようなことは
金額に通じているんでしょうか。
- 委員長(杉山茂規) 国保年金課長。
- 国保年金課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長(杉山茂規) 暫時休憩します。
- 委員長(杉山茂規) 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 特に事業をやらなかったということではなく、ここには載っ
ていないんですけど2節の他の部分にマイナス分がプラスされるというか
たち、決算上ではそうなるようなかたちになります。
- 委員長(杉山茂規) 他は如何でしょうか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(杉山茂規) 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑
をお受けいたします。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(杉山茂規) 以上で第33号議案の質疑を終わります。これより第33
号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の意見はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で、第33号議案に関する意見を終わります。

国保年金課(第34号)

○委員長(杉山茂規) 次に第34号議案に関する審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

(国保年金課長 説明)

○委員長(杉山茂規) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で第34号議案の質疑を終わります。これより第34号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の意見はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で、第34号議案に関する意見を終わります。

国保年金課(第20号)

○委員長(杉山茂規) 次に第20号議案に関する審査になります。国保年金課長の説明を求めます。教育総務課長。

(国保年金課長 説明)

○委員長(杉山茂規) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員(勝又豊) 今回の改正が静岡県と同一にすることなんですけれども、基礎課税額を算出してますけど、この辺の金額と同等という考えでよろしいでしょうか。

○委員長(杉山茂規) 国保年金課長。

○国保年金課長 調定ベースでよろしいでしょうか。

(「聞きたいのは・・・」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 暫時休憩します。

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 市町の条例によって決まっているものですから、税額等は市町によって大小はございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 説明資料の裏面の関係ですけど、条件があるのでしょうか、ちょっと休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 別の件ですけど、先ほどの勝又委員の質疑で市町によっては税の負担は違うよということですけど、今回税収が1,000万円増えるんですけど、県に対してその1,000万円は市の中で消化できるということでしょうか。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 サービス自体はどの市民も一緒です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田委員） 20号議案の提案理由の中で裾野市の国民健康保険運営協議会の中での答申があったというお話、提案理由であるんですけど。この答申を受けた内容が反映されているのか、上程と何か違いはあるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 答申は条例改正の方に全部入っております。浅田委員。
- 委員（浅田委員） わかりました。
- 委員長（杉山茂規） 他は。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 応能割の均等割のところですが、改正後の金額が2万3,600円から2万6千円になっています。この部分というのは家族の人数ということで、生まれた子どもから全ての家族に2万6千円が掛かってくるということでは、この均等割についても見直しをというようなところも出てきているんですけど、この金額がここにきて増えているというのはどういう話し合いがされたのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 静岡県が出している標準保険料率を参考に作成させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 他は。岩井委員。

- 委員（岩井良枝） よく平均的な一般家庭といいますけど、この均等割が増えたことによって、先ほど1,000万円ほど増えるといったお話がありました。が、割合的にはどの程度の家庭が増額になっている試算はありますか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 そういう試算はないですけど、額が低い方は軽減、7割軽減、5割軽減、2割軽減というがございまして、もし所得が少ない場合にはこちらのほうに当たってくるものですから、試算はできない部分がございますので低所得の方は減額制度があつてそちらの方が該当するものですから、そちらの方が均等割、平等割が7割軽減、5割軽減、2割軽減というかたちになっております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今回の国保は若い世代に負担が重くなっているんじゃないかという懸念があるのですけれど、そういうところは所得の部分で減免などがあるから心配はないということになりますか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 低所得者の減免はあるのですけれども、所得のある程度いつている方は減免というものはございません。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） そうするとやはり現役世代である若い世代、国保ですの。でちょっと形は違うと思ひますけど現役世代の方が負担は重くなるという。ような中身だと理解してよいですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 全体的にやはり増える方減る方が居るものですから、調定自体は1,000万円と高くはなつてはいるのですけど、ほぼ調定上は、ピタリであれば良いんですけど、若干、ちょっと増えたぐらいにさせていただいてあまり増える方が無いようなかたちでは作らせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 委員外議員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第22号議案に関する質疑を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。以上で健康福祉部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時58分 休憩

13時58分 再開

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

13時59分 休憩

（自由討論は行わない。と決定。）

討論・採決（第15号,第20号,第23号,第24号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第15号議案 裾野市民健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第15号議案 裾野市民健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました第20号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 負担割合とか金額が変わっているのですけれども、やはり先ほど申し上げましたが均等割のところ、これは大きな問題になるのではないかと思います。やはりこの部分でもしっかりと子供が一人増えたら、この金額がのっかってくるということでは子育て世代というところに大きな負担が掛かってくる、また他のところでも色々子育て世代に対していろんな負担が出てきている、今回の補正でもそうですし、いろんなところで負担を増やしているなかで、この均等割をそのままっていうのはやはりちょっと反対をしたいと思います。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第20号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました第23号議案 裾野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 23 号議案 裾野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました第 24 号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 24 号議案 裾野市介護保険条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案は全て終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る 3 月 2 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る 3 月 4 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。本日の予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

14 時 05 分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会（委員会）

令和2年2月21日（金）

9時00分 開会

○委員長（井出悟） ただいまから、予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第32号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第6回）の内の関係部分、第36号議案 令和元年度裾野市十里木高原簡易水道特別会計補正予算（第1回）、第38号議案 令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第3回）、第39号議案 令和元年度委裾野市下水道事業会計補正予算（第3回）及び本委員会に付託されました、第13号議案 裾野都市計画御宿地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正することについて、第14号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについて、第16号議案 裾野市水道事業審議会条例の一部を改正することについて、第21号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて、第22号議案 裾野市特別会計条例の一部を改正することについて、第25号議案 裾野市営住宅条例の一部を改正することについて、第26号議案 裾野市工場立地法に基づく準則条例の一部を改正することについて、第27号議案 裾野市十里木高原簡易水道供給条例の全部を改正することについて、28号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。

質疑、意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があ

った場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

環境市民部

○委員長（井出悟） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 32 号, 第 39 号）

○委員長（井出悟） はじめに、上下水道経営課及び上下水道工務課の審査を行います。第 32 号議案の内の関係部分、第 36 号議案、第 38 号議案、第 39 号議案、第 14 号議案、第 16 号議案、第 22 号議案、第 27 号議案及び第 28 号議案の審査になります。

はじめに第 32 号議案の内の関係部分及び第 39 号議案の審査になります。

水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。

○委員（小林俊） 固定資産除却費が除却しないことになったんでその分の減耗が無くなりました。つまり資産として残りますということですよ。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 その通りです。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） そのことによって内部留保資金が減るということは、そのことによってですか。ちょっとそここのところをもう一回説明して下さい。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 減耗費の支出は非現金になりますので、非現金をこの財源に充てることによってその部分が内部留保になります。内部留保したお金は損益勘定留保資金となるのですが、もし内部留保、資産減耗費を計上しないと利益になってしまいますので、利益になりますと議会の承認がないと流用できないということで実際に 4 条分の不足額の補填財源として使えないものですから、それで繰り入れと出資金の方を入れ替えて同額を補正しているものでございます。

（「とりあえず」という声あり。）

○委員長（井出悟） よろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 質疑を終了いたします。以上で第32号議案のうちの関係部分及び第39号議案の質疑を終わります。これより第32号議案のうちの関係部分及び第39号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 以上で第32号議案のうちの関係部分及び第39号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課(第36号)

○委員長(井出悟) 次に第36号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

(水道事業管理監、説明)

○委員長(井出悟) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。賀茂委員。

○委員(賀茂博美) 内容の精査と入札の差金で1,830万円の減額ということでしたけれど、内容の精査として具体的にどういったことを精査したうえでの減額となったのでしょうか。

○委員長(井出悟) 水道事業管理監

○水道事業管理監 委託を出すにあたりまして、内部で出来る作業はないかということで、委託内容を精査いたしまして、内部で出来ることは自分でやったため作業量が減ったためでございます。

○委員長(井出悟) 小林委員。

○委員(小林俊) 水道管理費の中の委託費用は合計で幾らぐらいなんですか。

○委員長(井出悟) 水道事業管理監

○水道事業管理監 暫時休憩願います。

○委員長(井出悟) 暫時休憩いたします。

○委員長(井出悟) 再開します。水道事業管理監

○水道事業管理監 契約額は1,067万円となります。

(「わかりました」の声あり。)

○委員長(井出悟) そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受け

いたします。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(井出悟) 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第36号議案の質疑を終わります。これより第36号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(井出悟) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(井出悟) 以上で第36号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課(第38号)

- 委員長(井出悟) 次に第38号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

(水道事業管理監、説明)

- 委員長(井出悟) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

- 委員(小林俊) 資本的支出の工事請負費は2件減らしてありますが、これは工事が変わったからということですが、先送りになったということですか。

- 委員長(井出悟) 水道事業管理監

- 水道事業管理監 そのとおりです。

- 委員長(井出悟) その他ありますか。賀茂委員。

- 委員(賀茂博美) 県の地震津波対策等減災交付金なんですけど、これの具体的支出の内容は何になるんですか。

- 委員長(井出悟) 上下水道工務課長

- 上下水道工務課長 内容的には発電機、無線機6セット、あとは防災倉庫になります。

- 委員長(井出悟) 賀茂委員。

- 委員(賀茂博美) 防災倉庫は水道事業の中での防災倉庫になりますか。

- 委員長(井出悟) 上下水道工務課長

- 上下水道工務課長 その通りです。

- 委員長(井出悟) 二ノ宮委員。

- 委員(二ノ宮善明) 駅西のところの1,100万余が計画変更になったというところだと思います。ここも先送りということよろしいですか。

- 委員長(井出悟) 上下水道工務課長

- 上下水道工務課長 区画整理課の方からエリアを頂いて予算計上しています。

で、予算計上を行っているんですけど、今年度予定したところが無かったという話になります。

- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 駅西で聞きます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 発電機はどこに設置されるのでしょうか。どんな発電機ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 可動式で移動できるもので、7KVAのものになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ディーゼル発電ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第38号議案の質疑を終わります。これより第38号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 以上で第38号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第16号）

- 委員長（井出悟） 次に第16号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 第3条の2項の1号の地域の代表者というのを教えていただけますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 市内には様々な公益的な団体がありますので、その団体に

お願いして委員を出していただくというふうな恰好でやっています。

- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 現行の地域の代表者とまったく変わってはいないという
うことよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 区長さん他、商工会等の団体に依頼して委員を出して
いただきます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その下の水道または下水道の使用者というのはどういう風
に出しますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 市内在住でどちらかを使用している人という意味でござい
ます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 公募でなければどうやって選んできてもらいますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 先ほどの説明の中でも触れましたが、区長連合会とか各種
団体に推薦依頼を出しまして、その中で委員を推薦していただいております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 地域の代表者と使用者とはダブってくるか、何か似たよう
なものになるという感じですか。実際には。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 ほぼそうなんです、企業の方をお願いした場合には市外
の方が入る場合もあります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 直接これに書いてないんですけど、市が供給してない上下
水道って簡易水道以外にも市内にありますよね。それはまったく無関係です
か。この審議会は。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 専用水道等あるんですが、市で管理している水道のみにな
ります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 委員長、暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今年度経営戦略を策定していくことで既に合同での開催

実績はあるんでしたよね。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監

○水道事業管理監 その通りです。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 審議項目の件なのですけれども今まで下水道審議会条例の中には料金に含まれるのかもしれませんが、受益者負担金についての協議を行う項目はありますけれども、その件については今回もこの条例の中には含まれていませんが、その件については審議する項目には当たらないということですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監

○水道事業管理監 受益者負担金につきましても読み替えまして水道使用料に関するもの、もしくは、その他市長が認める事項という中に含まれていると解釈しています。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今まで下水道審議会条例の委員の中には行政機関の職員も入っていたと思いますけれども、今回の新しい審議会の方にはそれは含まれていないようだけれど、その件についての検討の内容を教えてください。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監

○水道事業管理監 昨今の審議会委員の流れで、行政機関の職員は入れてないものですから、省きました。

（「暫時休憩してください」という声あり。）

○委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。

○委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） この条例の施行が令和2年4月1日ということなんですが、今の委員さんの任期は3月で終わりになることでよろしいですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監

○水道事業管理監 3月で終了となります。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 提案理由のときに部長の方から定期的に経営についての審議をしていただくようなお話があったと思うんですが、定期的開催をする担保というのはこの条例の中でどこになりますか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監

○水道事業管理監 条例の中には特に担保はしておりません。運用の中で毎年やっていきたいと考えております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 毎年というのは年に何回か開催していくという計画では

いらっしゃるということですか。

- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 年一回経営状況の報告ということで、やる予定でおります。その中で5年に一遍程度料金等の確認をしていただく場合がありますので、そういう時には多く、数回やるような予定でおります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 経営をこの審議会委員に見ていただくということですが、アドバイザリー設置の、確か規程のようなものがあつたと思うんですが、今現在このアドバイザーのような方をお願いして経営を見ていただく状況というのは無いんですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 今年度もアドバイザー契約をしていただいて、色々な経営状況とかこれからの経営戦略を作るにあたっての助言を頂いております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その方は審議会にも入られるということですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 本年度は審議会委員とダブってしまったんですけど、今後は分離する予定でおります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 審議会と経営アドバイザーの方と経営は2本立てで審査をしていくという方向でよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 アドバイザーはあくまで助言ということで、アドバイザーに助言を受けて完成したものを審議会で見てくださいという方向でよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 委員の任期は3月終了となるということ。そして留任ということはあるのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 ここで一回切れるのですが、来年度に新たにお願いしていく予定であります。その中で今年度と同じ人がなる可能性はあります。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 可能性があるということで、すべての方が入れ替わるということもあり得るのですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監
- 水道事業管理監 可能性としてはあります。

- 委員長（井出悟） よろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を合終了いたします。以上で第 16 号議案の質疑を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 27 号, 28 号, 14 号, 22 号議案）

- 委員長（井出悟） 次に第 27 号議案、第 28 号議案、第 14 号議案及び第 22 号議案の審査になります。上下水道工務課長の説明を求めます。上下水道工務課長。
（上下水道工務課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 27 号議案です。47 ページの上から 4 段目、「緊急やむを得ない場合」という言葉があるのかどうかというところなんです。読んでいてちょっと違和感を感じたのですが。
（「暫時休憩願います」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 元の文章を引用させていただきながら使わせていただいて、行政課の方でも見いただいているものとなっております。問題ないかと思っています。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 第 19 条のところで「市長が特に認めた場合」というのと、「市長が認めた場合」というのが他のところでも出てくるのですが、「特に」というのはどういうことになるのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 この辺につきましてもすみわけは特に今つけてない状況です。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） まず、この条例の名称ですけど、「給水条例」というかたちに今回されました。これまでは「供給条例」。で、水道条例は「使用条例」

ですけれども、ここを敢えて「給水」にした意味は何かあるのですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 本来は「給水条例」だと思います。水道の方の「使用条例」が他の市町を見ても皆「給水条例」ですから、今度水道の方も何かあった時にはそちらを「給水条例」に変えていこうと思っています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 2条に書いてある給水区域の部分なのですが、給水区域が、暫時休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回の十里木簡易水道だったところの給水区域の設定というのが私は重要なと思っていますのですが、十里木簡易水道の中でも市が移管をされている部分についての今回条例を設定するという事によろしいですね。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 この区域につきましては、事業認可区域というものになっておりますので、市が移管されているところだけではなく、(株)エフジェイさんが持っているところも使用させていただくことになって、全体を指しています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） エフジェイさんとの金銭的な関係というのはどういうふうになるのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 使用貸借というかたちで、金銭的なことは無しで借りるものの契約を行うことで進めております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） エリアとしては簡易水道の全体を設定を今回この条例でしている、で事業としては事業認可を頂いている部分のみを行うということによろしいってことで良いですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 元々特別会計であった区域と変わらない区域で、それは事業認可で受けている区域ということでやっています。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 公営企業会計化されるエリアは全体ということで間違いないですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 全体を市の事業としてエフジェイさんに委託しながら進めていくということによろしいのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 全体を経営していくということで、エフジェイさんの資産の部分については修繕とか発生してきますよね。そうすると市が委託料を払って市のお金をもって修繕とかしていくということによろしいのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 市の方でやるようなかたちに考えております。
（「暫時休憩願います」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋主久） エフジェイさんが持っている本管というのはあるのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 あります。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） その部分は本管が個々の部分だけパンクしましたら、その部分だけを市の方に移管するということですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 休憩中でわかりました。今回公営企業に移行で有収率の向上というのが図られるかどうかって、その辺をちょっと伺いたいですけど。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 とにかく直せるところを全体的に拡大しながらやっていくことになりますので、そういう中では上げれるように努力するように考えているところです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 修理をしたら資産になります。資産台帳を毎年書き換えて

いくような形ですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 本管を入れなおしていくところは資産を修正していくようになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 資産価値としては工事に要した額が資産価値になるような計算ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 水道管の法定耐用年数、要は減価償却していく計算の基礎は何年ぐらいですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 40年になります。基本的なものは。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。
- 委員（小林俊） 27号議案の48ページの第20条、「水道使用者等は善良な管理者の注意・・・」この水道使用者は給水を受けている人と思って良いんですよね。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 「善良な管理者の注意をもって水が汚染・・・」とあるんですが、具体的にはどういうことですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 給水管の方が破損し漏水した場合には速やかに直してくださいというような意味合いになると思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは給水管が漏水したら、どこからが使用者の責任範囲になるかはっきりしているんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 本管から取り込みするところからになります。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 水道事業と同じで配水本管から分岐したところが給水使用者の責任となります。

- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） さっきの話だとそれはエフジェイという話になってましたよね。本管から先はエフジェイだという話だったのですが、それと使用者とまたどこかで境があるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 エフジェイさんは・・・暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 本管からエフジェイが持っているところはエフジェイさんのものになるんですけど、給水管に関しては使用者のものになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 第20条の第2項に「修繕の費用は市長が必要と認めるときは市で負担」しても良いと書いてあるんですけど、具体的にはどういうときなんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 この辺はケースバイケースになってくるのかなと思います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。下水道工務課長
- 上下水道工務課長 訂正をお願いします。給水本管を入れるときには、補償として給水管を入れ替えていきますので、その辺が具体的に指されます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） メーターは法定で何年かに一回交換しますよね。そのメーターはどっちの、交換したら市の所有物になるという考えですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 メーターは市のものになります。市のものです。
（「暫時休憩願います」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回水道事業が公営企業会計になることで事業として変わるということのは何になりますか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 基本的な考え方は変わってないです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これから経営していく中でエフジェイさんとの管理の区分というものはしっかりしておく必要があると思うのですが、そこについて

の協議はすでに終わっているのですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 今その含めて協議をしているところです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これはしっかりとした管理協定というのを結ばれていく予定なんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 そのように考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 条例の件です。27号議案の第15条の管理人というのは、これはどなたになるのですか。今現在でいうエフジェイさんのことをおっしゃっているのですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長
- 上下水道工務課長 これは使用者になりますので、個人になります。
- 委員長（井出悟） そのほかありますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第14号議案、第22号議案、第27号議案、第28号議案の審査を終わります。暫時休憩します。

10時20分 休憩

10時23分 再開

- 委員長（井出悟） 以上で上下水道経営課及び上下水道工務課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

10時23分 休憩

建設部

- 委員長（井出悟） 再開します。ただいまから建設部関係の審査に入ります。
発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。
建設部長の総括説明を求めます。建設部長。
（建設部長、総括説明）
- 委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

建設管理課（第32号）

- 委員長（井出悟）
はじめに、建設管理課の審査を行います。
第32号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。
（建設管理課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 繰越明許費の関係で、呼子大橋の関係、鉄筋が現れたということなんですけど、どういうもので接続するか分からないんですけど、それは工場生産をするの、取り付けの部品というのは。取り付けの位置が変わったりすると製作のし直しとか予算が変更になるということはないのですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 製作する前に一度精査を行います。その精査の段階で一応探知をかけまして中の鉄筋は把握はしているんですけど、2段目の鉄筋というのは探知が効かないものですから、そこに予期しない鉄筋が出たと、この関係でアンカーが揉めなくなりましたので、製作についてもそれに合わせて作り直すのではなく新たにその形を吟味しまして製作をお願いしますので、作り直しは発生いたしません。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） わかりました。前回、去年も言ったと思いますけど、繰越明許が非常に多いというのは発注時期の問題とかがあるのかなと思いますけれど、その辺は大丈夫ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 出来る限り発注を早めにと考えておりますが、河川工事につきましては渇水期、特に県管理河川が多いことから基本的には11月から主

な河川内の工事が出来るということで、それに合わせては発注はさせていた
だいているところではございます。

- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
 - 委員（二ノ宮善明） 繰越明許の神山深良線の整備事業のところ、補足説明
書ですと工法の検討等が書いてありますけど、先ほどの説明で法面が広くて
仮設道路が必要となったというようなところ、最初からその仮設道路とい
うようなものは計画には入って無かったんですか。
 - 委員長（井出悟） 建設管理課長。
 - 建設管理課長 仮設道は一応入っておりました。ただ基本的にすでに受注が
されておりますので、受注者と打ち合わせをした関係上、安全に行ううえで
仮設道がまだ必要だと、必要であるということで変わっているという状況に
なっております。
 - 委員長（井出悟） 小林委員。
 - 委員（小林俊） 神山深良線ですけど、用地交渉が必要だったということ
でしたが、より用地が広く必要になったということですか。
 - 委員長（井出悟） 建設管理課長。
 - 建設管理課長 そのとおりでございます。御殿場市から聞き取りをしていま
すところ、追加買収が入っていると聞いております。法面になります。
 - 委員長（井出悟） 小林委員。
 - 委員（小林俊） それは橋が架かる予定の対岸のところの話ですか。
 - 委員長（井出悟） 建設管理課長。
 - 建設管理課長 仙石原交差点から入っていきますので、今回についてはその
周辺になるかと思っております。
 - 委員長（井出悟） 賀茂委員。
 - 委員（賀茂博美） 繰越明許費の関係なのですけれど、橋梁維持事業の東名
瀬戸山2橋、この件のご説明の中でこれから市町の方で独自に工事を行っ
ていかなければという話がありましたけれど、今回のことに限らずこれから先
の影響というのはあるんですか。
- （「暫時休憩」という声あり。）
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
 - 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
 - 建設管理課長 こちらにつきましては中日本高速道路株式会社より受注がも
う既に出来ないということで近隣についても単独発注をしていることから、
裾野市についても単独発注ということで進めてまいりたいと考えておりま
す。
 - 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 技術的にかなり難しいのではないかと思いますので、その辺の体制というのは整っているのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの工事を予定しておりますのが、令和3年というふうに考えております。なぜなら2年度中にこの協議を成立するために準備を図りたいというふうに考えておりますので、今のところそのような予定で進んでおります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 予算書の32ページの方です。橋梁維持費の富二平橋の件です。今年度は見送って来年度に実施をされるということによろしいですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 現在検討中でございます。というのは、この橋につきましては他の橋とちょっと違うのは橋脚、河川内に橋脚、橋の土台がある。こういう特殊なものになります。これにつきましては河川管理者等との協議があつてどこまで耐震補強として阻害がないような工法がうちの方で示せるかというかたちになるかと思っておりますので、今その工法を検討している途中になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ということは、工事自体も来年度耐震補強工事が出来るという担保はなく、やり方を今考えているというところですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 はい、そのとおりになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 地籍調査の件です。予算書は34ページになります。今回は完了が見込めるものを優先してということでしたけれど、先ほどおっしゃった9-4、9-5についてはこの予算内で完了できる見込みなんではないか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 官僚の見込みとなっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回後回しにした9-6からについては次年度実施するということですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 9-6から9-8につきましてはすでに一部着手をしております。ただこれについては立会いとかを進めるうえでの段階を踏んでいきたいというふうに考えておりますので、次年度以降9-6から主にやっていきます。

いというふうに考えております。

(「ちょっと、休憩してもらって良いですか。」という声あり。)

- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回、県との協議の中で500万円ぐらい減額したんですけど、次年度の予算とかその先に対する影響は特にはないんですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 県と十分に打ち合わせをさせていただいております。実際、県の課長自らこちらの方に検査に来ていただいている状況ではございますので、基本的にその辺の影響が無いということで打ち合わせをさせていただいております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 繰越明許で新川踏切の話がありましたけど、それは遅れて完成はいつ頃だって言いましたっけ。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 令和2年の6月30日を予定しております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは設計の完了と考えて良いんですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 そのとおりになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その先のスケジュールというのはまだ見えないのですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 令和2年度に改良計画を国に挙げるという作業がございます。これが一つのポイントになってくるかと思えます。その中で6月30日に完了とは言っておりますが、実際のところ地元につきましてはこれから説明会を行いたいというふうに考えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 関連で今のところなんですが、2年前に平松踏切と新川踏切をやります。というようなことを言ったときに、平松踏切の方は新年度に認定が下りて、2022年に工事着工でなかったでしたっけ。確か、そんなスケジュールだと思いますが、こういう、その時に・・・暫時休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 平松踏切と新川踏切は同時の協議でしょうか。

- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 同時に協議を進めております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 不測の日数を要したというようなところをもう一回、すみません。お願いします。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 新川踏切での不測の日数ということになります。こちら新川につきましてはまず拡幅が大きく伴うということで鉄道事業者との打ち合わせは不可欠ということで協議を進めています。もう一点。状況が違いますが、隣接に深良川、県管理の川があるということで、この川の取り扱いについても協議をする必要があるということで、現在静岡県と川の取り扱いについても協議をしております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 地籍調査のところで、法務局への持ち込みは無いということでしたか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 9-4に関しては3月中に法務局に成果認証をする予定です。ただし、法務局の作業が数か月掛かりますので実際この公図等が変わってくるのはその先、3か月ぐらい先になるというふうに考えております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 調査した筆数は何筆ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 9-4では筆数は318です。調査後は294になります。で、9-5につきましては542で、調査後が381になる予定になっています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 今回の数字というのは、理解出来なかったのだけれど。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 調査筆数について何筆やったのかをお答えいただけますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 筆数が違うのは合筆によるものになります。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 9-4については3月に法務局の方へ持ち込むということで、それは294筆を持ち込むということではよろしいでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。

- 建設管理課長 はい、その通りになります。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） これは国庫補助を受けて実施してますよね。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 すでに国庫補助を受けた作業は終わっております。検査の部分については市と県と国の検査ということなので、成果をもとに検査を終わった段階になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 債務負担行為の件です。これまでもいろいろとご説明を頂いておりますので内容については理解をしています。限度額の件ですが、以前説明を頂いた時には金額が確定ではないような話をされたと思うのですが、今回この2億3,440万円で確定をして大丈夫な数字になっていますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 中日本高速道路会社が現在確認作業をしております。その中ですべて終わってはいませんが、この金額を上限として実施したいというふうに考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回この債務負担行為の金額の中では確実に工事は進むというふうに見てよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 はい、その通りになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 地籍調査の合筆の話ですけど、それはどういう場合に合筆するのですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 所有者が一緒に地目も一緒のところにつきましては合筆が可能になりますので、合筆をしていくという形になります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 所有者に合筆出来るけどしたいですか、みたいなことを聞いてやる形ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 閲覧作業を行っておりますので、その中でそのような希望があれば当然していきます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 市のほうのメリットはどんなことが考えられますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。

- 建設管理課長 暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 市だけではなく地権者もそうなんですが、立会いする箇所が少なくなります。分筆ラインを確定しなくて良いわけですから。その辺のメリットは出てくるかと思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 固定資産税関係はほとんど関係ないと思って良いですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 固定資産税には影響はありません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 債務負担行為の件なのですけれど、国の補助金が入りますけど国の方との協議はもう済んでいらっしゃいますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 もうすでに済んでいます。すでに来年度を見越して要望を行っております。
- 委員長（井出悟） 良いですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 12 分 休憩

建設課（第32号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に建設課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。

（建設課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 繰越明許の道路新設改良事業市道1-16号線他2路線改築の、もう一度繰越明許の理由を説明していただきたいと思います。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 ロードレースコースの道路補修保全工事につきましては、令和元年度、2年度の債務負担工事で行います。工事には請負代金の前払金というのが発生いたしますが、業者によっては前払金を受領しない業者があります。ですので、万が一受領しなかったとなると来年度の予算が不足してくるというところで今年度繰り越すものです。以上です。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 繰越明許です。道路新設改良事業の市道2001号線の道路改築というところで、先ほどの説明で大堰土地改良区の関係だということ。減水をしたけれど下の方で水を必要としたということだと思っておりますが、これって何時やっても必要としているのはあるんじゃないでしょうか。その辺を教えてください。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 農繁期ですと工事が出来ないものですから、水のいらぬ時期の予定で工事をしました。ところがやはり長泉の地元住民においては河川、水路が防火用水の役割をしていることがありまして、水が必要ということですから、議員がおっしゃるとおり何時やっても必要になるものですから、そのあたりの水の減水具合を地元と調整させていただきました。それに時間を要しました。以上です。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今の2001号線の件なんですけど、協議をされて、令和2年5月までには完了できるように調整はついたということでしょうか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

- 建設課長 減水の量を調整して、ほとんど減水出来ないような状況なのですが、業者と協力して現場の方は進んでおりますので、水田に水が必要な時期には工事が終わる予定です。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この事業が確か3か年ぐらいの計画だったと思うのですが、その事業の完了には影響はないですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 完了には影響ありません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 特定防錆施設道路整備事業の件です。企業の駐車場の件で日数を要したということですが、更に駐車場を確保するだけの必要性が生じたということですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 市道1-15号線の交差点改良に伴って企業の駐車場の用地買収を行った関係と、それと工事期間中の駐車が出来ないものも含めまして1-15号線も影響が出ます。3140号線につきましても工事を行うということで作業ヤードだったりとか、従来止められていたところに止られなくなってしまった、その部分を確保するというようなことの中で相互の駐車場でやり繰りしながらいったものですから台数を増やしたのではなくて、いままでの台数を確保するというかたちのなかで事業を進めてまいりました。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 市道1-6号線の件なんですけれども、完了予定が令和2年7月になっています。オリンピックは7月ですけれども、その点は大丈夫ですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 記載にあたってこれは芳しくありませんでした。工事自体は基本的には6月中をめどに、オリンピック前に終了いたします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 2001号線、長泉町のところですが、水を止めなければいけなかったという理由を聞かせて下さい。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 水を止めなければいけなかったのではなくて、水を止めてやる方が工事の進捗も早いし現場も進めやすいということで長泉町と協議を行いました。
- 委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） 水を止める方が良いというのはどういう状況ですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 工事現場は道路に大きな水路が通っております。オープン水路なのですけれども。その水路を付け替えるという工事になりますので、水が流れていると工事の進捗は遅いですし、水を流すとなると水中ポンプだったりだとか工事の経費が掛かることになりますので極力水を止める、出来れば多くの減水をして現場を進めたいということで長泉町と協議をしてみました。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ~~それは中川ですか。~~
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 今の質疑は取り消します。
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 27 分 休憩

区画整理課（第32号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に区画整理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。区画整理課長の説明を求めます。区画整理課長。

（区画整理課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 繰越明許費の関係の説明書の中に想定外の埋設物の撤去によりという記載があります。今の説明の中に無かったと思いますが、この件はどういった内容ですか。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 繰越案件の6M-4号線におきまして、道路作業中に予期しないコンクリート埋設構造物が出てきたことによりそれも繰越理由に含まれております。以上でございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 補正の33ページの、委託料も工事請負費も入札により差金により減額ということなのですが、入札に出すにあたって何か工夫をされたことだとか、ある程度まとめて入札に出すとか、入札に出す金額を下げるための工夫みたいなのを何かされたのですか。暫時休憩してください。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します。区画整理課長。

○区画整理課長 今回の結果につきましては入札差金で入札率がかなり低い金額で落札していることでこういう金額が出ております。以上でございます。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 繰越予定箇所図の①の1,093㎡は赤線から赤線の範囲と違って良いですか。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 そのとおりでございます。

○委員長（井出悟） よろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で区画整理課の質疑を終わります。休憩いたします。

11 時 39 分 休憩

まちづくり課（第 32 号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次にまちづくり課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 32 号議案の内の関係部分、第 13 号議案第 21 号議案及び第 25 号議案の審査になります。はじめに第 32 号議案のうちの関係部分の審査になりうます。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

まちづくり課（第 13 号）

○委員長（井出悟） 次に第 13 号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長 説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 6 ページの壁面位置の関係ですけど、建物については 0.8 m 以上離すということで、これは良いと思うのですが、車庫とかなんかがそれが良いですよ。道路ギリギリで。となると何か良好な環境という「イメージがちょっと損なわれるのではないかと思うのですが、矛盾は無い

のでしょうか。

- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 地区計画の基準を作成するにあたり、先ほど申し上げました千福が丘地区それから南部、駅西地区と。こちらの既にやっている地区を参考に作らせていただきました。今言われたように車庫等々もこちらの地区計画で規定することは出来るのですが、今度は 165 m²という小さい区画に最低敷地面積を区切っているということもありまして、土地の使い勝手との兼ね合いもございまして別棟等を範囲から除外した経緯がございます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 第 6 条の 165 m²ですけど、敷地面積というのはどういう解釈ですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 建築物の敷地面積ですけど、区画の面積と考えていただければと思います。土地の広さです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 建坪ではないですね。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 そのとおりでございます。
- 委員長（井出悟） そのほかございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 13 号議案に関する質疑を終わります。

まちづくり課（第 21 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 21 号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。
（まちづくり課長 説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 議員協議会でもご説明を頂いておりますけど、現在市内では対象物はないというのと、これから先 300 m²未満のものがもしかしたらこの先に対象になる、それ以外のものはとくに市内で対象となっていくもの

は考えられないのですか。

- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
 - まちづくり課長 議員協議会でご説明いたしましたのはあくまでもまちづくり課の中の職員の考え方でございまして、国の方から今後そういったものが出ると明確に謳われてるわけではないんですが、市としましてはそういったことになるだろうという考え方を基に説明させていただいたところでございます。
 - 委員長（井出悟） 賀茂委員。
 - 委員（賀茂博美） その時に一緒に配布された国交省のチラシですけど、300㎡未満でも説明を負う義務、することが義務付けられているという記載がありますけれど、これに対しても市内では今は対象は無いということですか。
 - 委員長（井出悟） まちづくり課長。
 - まちづくり課長 暫時休憩願います。
 - 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
 - 委員長（井出悟） 再開します。まちづくり課長。
 - まちづくり課長 今議員がおっしゃられたとおり、こちらの方は該当が出てきます。
 - 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
 - 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
 - 委員（小林俊） 省エネ住宅は、最近のハウスメーカーの住宅は結構そういうふうに配慮されていると思うのですが、それよりはもっと断熱材が厚いとか、もっと違うものなのですか。
 - まちづくり課長 暫時休憩願います。
 - 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
 - 委員長（井出悟） 再開します。まちづくり課長。
 - まちづくり主席技師 一般の省エネ住宅ではなく、それを下回る一般的な基準になります。
 - 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
 - 委員長（井出悟） 再開します。以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第21号議案に関する質疑を終わります。

まちづくり課（第 25 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 25 号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。
- （まちづくり課長 説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 連帯保証人に法人を入れるということで、以前からお話を頂いているのですが、条文となって 11 条の 2 号ですね、「法人であって市長が適当と認めるもの」と記載をしていただいたのですが、これが法人でない場合で市長が適当と認めるものは対象には入らないですよ。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 はいそのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ~~入れ込まない意図は。暫時休憩してください。~~
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 質疑取り消します。 親族はどこまでを指しますか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 今考えておりますのは、ここは限定はしておりませんが、2 親等を念頭に最終的には 1 親等で最終確認を取るところが実質的なところだと判断しています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 連帯保証人を設定する場合の極度額の件があったと思うのですが、それがこの条例の中に出てこないと思いますがそちらはどこに規定されてくるのでしょうか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 規則の方で謳わせていただきます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 極度額は何か月分という規定は。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 静岡県と足並みを揃えるかたちで、入居当初家賃の 12 か月分と設定させていただきます。
- 委員長（井出悟） そのほかございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第 25 号議案に関する質疑を終わります。以上でまちづくり課の質疑を終わります。以上で建設部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

14 時 07 分 休憩

産業部

○委員長（井出悟） 再開します。次に、産業部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

農林振興課（第32号）

○委員長（井出悟） はじめに、農林振興課の審査を行います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。

（農林振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 県の補助金なのですが、先ほど富士山の眺望が良かったからというところ、それは範囲とかがあって、ここからここまでがこの120万円ですととかで、他には使えなかったのでしょうか。その前後だとか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 県の方で富士山のビューポイント確保という視点から県の方から指定がありまして、ここからの富士山の眺望を良くしたいというかたちで指定があったうえでの補助金の措置になりますので、他への流用ということとは出来なかったことになります。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） そのところは手をかけなくても眺望は良いということ、そういうことですね。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 県の調査によりそこは整備の必要が無いということで結論が出ております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 予算計上するときに、現地をまず確認しますよね。その時はどうだったのですか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 現地を確認した際には富士山は見えてはおります。ただ裾の、

下のほうまではっきり見える状態では無かったのですが、どの点までを含めて富士山の眺望というかたちで見解は分かれるところだと思いますが、今年度に入って県の方からは先ほど申し上げたような説明があった状態になります。

(「暫時休憩してください。」という声あり。)

- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 森林を伐採しなくてもビューポイントとしてはそちらのポイントを活用されるということによろしいですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そのように考えています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。
- 委員（小林俊） 森林環境譲与税は何に対して譲与されるのでしたっけ。基準は。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 算出の根拠としましては市町の森林面積、林業従事者数、人口、そういったものを総合的に考慮して算出されます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 馬の目坂の左右の所有者は個人ですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 個人であったり、一部団体であったりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 29 ページの県単土地改良事業の 210 万円の増額ですけど、これはどういうふうな増額の理由ですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 県の事業費の増額に伴う増額でございますが、圃場整備の整備費用として県の方で整備をするということで市の負担を求められているものです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 令和元年度の分が量が増えた、工事量が増えたということですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 県の事業といたしましては繰越をして来年度の事業になると

いうこととございます。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 裾野市は繰り越さなくても良いですか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 市町の負担金においては繰越をせずに当該年度で負担金として支出をします。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） それは県に、具体的には県にお金を出しますよということですね。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 そのとおりでございます。

（「はい、わかりました。」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14 時 34 分 休憩

演習場対策室（第32号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に演習場対策室の審査を行います。

発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分の審査になります。演習場対策室長の説明を求めます。演習場対策室長。

（演習場対策室長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はございませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 御宿上谷区の集会場建設の件なのですが、寄付額の319万5千円の減額ということで、これは入札によって、当初予算は500万円ぐらいあったと思うのですけれど、入札でこれだけの差額が出たということですか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 そのとおりでございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 設計内容は特に当初見込んでいたものと内容は変わらな
いものですか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 そのとおりでございます。暫時休憩で。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。

○委員（小林俊） 上谷地区の設計委託は、入金はいつになるのですか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 3月末までに指定寄付をしていただくように予定をしております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 地元で幾ら集めているかはこちらのあずかり知らぬことですね。暫時休憩願います。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開いたします。演習場対策室長。

○演習場対策室長 年度当初に入札により契約をしますので、その時点で地元では金額の把握をしております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） 緑地帯撫育管理それから調整池の保全管理が減額になって
いますけど、実際の作業量が減ったんですか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 当初の計画通りに作業を進めておりまして、年度当初の契
約内容と事業量は変わっておりません。
- 委員長（井出悟） よろしいですか。
（「はい」という声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありま
せんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 32 号議
案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部
分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わ
ります。以上で演習場対策室の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14 時 44 分 休憩

産業振興課（第32号）

○委員長（井出悟） 再開します。次に産業振興課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第32号議案の内の関係部分及び第26号議案の審査になります。初めに第32号議案のうちの関係部分の審査を行います。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 30ページの3世代同居の支援補助金ということで、少数という説明があったんですけど、実際の件数は何件あったんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 申請が出ている件数につきましては2件です。まだ相談状況の案件もございます。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 相談案件は何件ですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 相談案件につきましては2件となっております。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 2件と、相談の2件は地区的にはどのあたり、市内の。例えば須山とか。それはわかりますか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 すみません。今そこまでは。商工会の方で実施しております申請案検討の詳細につきましてはまだ、そこまでのものについては受け取っておりません。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） わかり次第教えてもらいたいと思います。あと、実際に新規の事業なのでPRをしないとまずいのかなと思うのですよ。具体的なPR方法って、これは商工会に投げちゃっているんで、その辺が問題だと思うのですよ。市だとかなりやり方が出来るんですけど、どんなPRをしたか教えて下さい。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 市としましてはマスコミへの提供、広報紙への掲載、それから市内にあります各金融機関の支店を一軒ずつ回りまして、この制度についての説明とチラシの配架をさせていただきました。

- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） それにより市民の皆様は周知されたというか、こういう補助金があることを認識したかどうか、どう考えているか伺いたいと思います。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 金融機関を回ったあとに何件か私たちの方に電話をいただくことが出来ましたので、周知はある程度は出来たと思います。ただ、全体的に出来たかと言うとまだ少し不安なところもありますので、次年度につきましても引き続き実施していきたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 繰越明許費の関係ですけれども、確認させて下さい。3世代同居支援補助金の繰越明許は取得の方、リフォームの方、どちらか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 取得の方で考えているのですが、一部相談案件につきましては迷っていらっしゃる方もいますので、両方含まれているような形にはなっています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 完了予定が10月になっているのですけれども、ちょっと時間が掛かるということですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 相談を受けている案件がもし3月に申請が出てきた場合、約半年と、住宅を建設するのに半年が標準的かなというふうには考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 補正の方の31ページの移住就業支援の関係です。これは企業さんも協力していただいて首都圏への呼びかけということだったと思うんですが、申請が無かったというその理由、要因は何というふうにお考えでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 この制度は国、県、市が連携して行っておりまして、裾野市ばかりのものではございません。今現在県内でこの申請を実際に受けている件数というのは6件しかありません。ですから制度的なものの、分かりにくいところとかそういうものが少しあるのかなとは感じております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 事業としてはうまく利用できなかったということが減額の理由ですかね。

- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 その通りです。
- 委員長（井出悟） そのほかございますか。
（「なし」という声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 32 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 32 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 32 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

産業振興課（第 26 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 26 号議案の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。
（産業振興課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 県内の中でも富士宮市とか掛川市とかに並んで一番緩和されたような状況になったと思うのですが、これをどうやって企業に PR するかという部分を伺ってもよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 これにつきましては既に企業の方からも相談が何件か来ておりまして、この 3 月議会で案件として出ているので可決されれば緩和されますということは何件かの企業にはお話ししておりますので、これを待つて企業の増改築だとかというものが行われる企業は何件かあります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回の規制緩和について市内企業に向けて PR をするのか、もしくは市外の、誘致をしたい企業に向けて PR するのかどちらに力を入れてやっていかれるつもりですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。

- 産業振興課長 両方です。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 先ほども言ったように県内では国の基準の一番下のラインを今回採択されているのですけれども、他の町と更に比べて裾野市の独自性という何かを求めていくとしたら何かありますか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長。
- 産業振興課長 他市町と比べて優位性は特にありません。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 屋上緑化はこの緑地にカウントして良いということはないの。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 できます。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。
- 委員（小林俊） 東京で見る目が違うような話があったけれど、いざ誘致しようと思ったら受ける底地はあるの。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 底地については去年実施しました工場立地適地調査で出しました9か所を一つの基準として実施しております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 問題は速さですね。そこはどうなんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 全力を尽くしてやっております。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。他はよろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第26号議案の質疑を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

15時00分 休憩

（休憩中に、自由討議は行わないこととした。）

討論・採決（第 13 号, 第 14 号, 第 16 号, 第 21 号, 第 22 号, 第 25 号～第 28 号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。以上で予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の本日の質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました第 13 号議案 裾野都市計画御宿地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 13 号議案 裾野都市計画御宿地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか、

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 14 号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 14 号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 16 号議案 裾野市水道事業審議会条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 16 号議案 裾野市水道事業審議会条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可

決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 21 号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 21 号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 25 号議案 裾野市営住宅条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 25 号議案 裾野市営住宅条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 26 号議案 裾野市工場立地法に基づく準則条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 26 号議案 裾野市工場立地法に基づく準則条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 27 号議案 裾野市十里木高原簡易水道供給条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 27 号議案 裾野市十里木高原簡易水道供給条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第 28 号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第 28 号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査は、すべて終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る 3 月 2 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る 3 月 4 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

15 時 16 分 閉会